

船員の最低賃金

内航鋼船運航業及び木船運航業

令和6年3月31日現在

決定者		国 土 交 通 大 臣		北 陸 信 越 運 輸 局 長	
区 分					
諮 問 年 月 日		令和5年7月24日		令和5年8月4日	
答 申 年 月 日		令和5年11月14日		令和6年1月5日	
決 定 公 示 年 月 日		令和6年1月22日		令和6年3月5日	
効 力 発 生 年 月 日		令和6年2月21日		令和6年4月4日	
適 用 す る 地 域		全 国		北陸信越運輸局管内	
適 用 す る 船 員		沿海100トン以上の鋼船の乗組員		①沿海100トン未満の鋼船の乗組員 ②平水の鋼船の乗組員 ③木船の乗組員	
最低賃金額 (月額、円)	職 員 A	258,950		261,050	
	職 員 B	242,500		244,600	
	部 員 A	200,350		202,350	
	部 員 B	191,050		193,050	

(注)1. 職員Aは職員B以外の船員、職員Bは特定の船舶職員養成施設を修了した若年船員(職員Bは平成8年度に新設)

(注)2. 部員Aは経験3年以上、部員Bは経験3年未満

海上旅客運送業

決定者		国 土 交 通 大 臣		北 陸 信 越 運 輸 局 長	
区 分					
諮 問 年 月 日		令和5年7月24日		令和5年8月4日	
答 申 年 月 日		令和5年11月14日		令和6年1月5日	
決 定 公 示 年 月 日		令和6年1月22日		令和6年3月5日	
効 力 発 生 年 月 日		令和6年2月21日		令和6年4月4日	
適 用 す る 地 域		全 国		北陸信越運輸局管内	
適 用 す る 船 員		①遠洋・近海区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船を除く。)		①平水区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン未満の旅客船の乗組員 ③沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船に限る。)	
最低賃金額 (月額、円)	職 員	255,750(200,750)		254,450	
	部 員	192,900		189,300	

(注) ()内は事務部職員

漁業(かつお・まぐろ漁業及び大型いか釣り漁業)

決定者		国 土 交 通 大 臣	
区 分			
漁 種		か つ お ・ ま ぐ ろ 漁 業	大 型 い か 釣 り 漁 業
諮 問 年 月 日		令和5年7月24日	平成26年7月2日
答 申 年 月 日		令和5年12月13日	平成26年10月9日
決 定 公 示 年 月 日		令和6年2月8日	平成26年11月20日
効 力 発 生 年 月 日		令和6年3月9日	平成26年12月20日
適 用 す る 地 域		全 国	
適 用 す る 船 員		遠洋まぐろ漁業のうち、浮きはえ縄を使用して、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁船の乗組員	総トン数200トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	203,300	203,300

漁業(沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業)

決定者		北 陸 信 越 運 輸 局 長	
区 分			
漁 種		沖 合 底 び き 網 漁 業	大 中 型 ま き 網 漁 業
諮 問 年 月 日		令和5年8月4日	令和5年8月4日
答 申 年 月 日		令和6年1月5日	令和6年1月5日
決 定 公 示 年 月 日		令和6年3月5日	令和6年3月5日
効 力 発 生 年 月 日		令和6年4月4日	令和6年4月4日
適 用 す る 地 域		北陸信越運輸局管内	
適 用 す る 船 員		沖合底びき網漁業に従事する漁船の乗組員	大中型まき網漁業に従事する漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	212,100	212,100

※ 北陸信越運輸局 海事部